

## 資料1-1

# 平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案) 及び社会保険事業計画(案)について

### 1. 「平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)」について

- 中央省庁改革基本法第16条に基づき、厚生労働大臣が、毎年度、社会保険庁が達成すべき目標を設定して、長官に通知する。
- その際、厚生労働省は、有識者等第三者の意見を聴く。(本日の社会保険事業運営評議会)
- 平成18年度の目標については、平成17年度に比べ、細分化された目標を整理統合し、重点をわかりやすくした。
  - ・平成17年度：21項目 → 平成18年度案：13項目

### 2. 「平成18年度社会保険事業計画(案)」について

- 厚生労働大臣が定める「社会保険庁が達成すべき目標」を踏まえ、社会保険庁が、年度の事業計画として定める計画。(全国版の計画に基づき、地方社会保険事務局単位でも、計画を定める。)
- 本日の社会保険事業運営評議会のご議論を踏まえた上で、修正を加え、3月8日の社会保険事業運営評議会に改めてご説明し、社会保険庁長官が策定する予定。
- 「事業運営方針」の策定の考え方
  - ・平成17年9月に策定した業務改革プログラムの到達目標を掲げた。
  - ・とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、人材と資源を振り向け、全力を注ぐ方針を明示した。
- 「実施計画」の策定の考え方
  - ・厚生労働大臣が示す「達成すべき目標」(13項目)に沿って、実施計画を整理した。
  - このほか、国民サービスの向上などの社会保険庁独自の目標を4項目追加して整理した。
  - ・業務改革プログラムの内容を中心に、社会保険庁改革の直近の内容を盛り込んだ。
  - ・記述はできる限り、具体的に、かつ、数値で示すようにした。

# 「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

